

平成26年度第6回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成26年度 第6回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成27年3月13日(金) 午前10時00分～11時50分
場所	宇治市役所 6階 602会議室
出席者	(委員) 松岡会長 池田委員 市川委員 大杉委員 鈴木委員 吉田委員 (事務局) 本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 (実施機関) IT推進課 木下課長 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>イ 特定個人情報保護評価の実施について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、宇治市個人情報保護条例の一部改正について及び特定個人情報保護評価の実施についての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(独立行政法人通則法関係)</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。</p> <p>4 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(番号法関係)</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 番号法の施行はいつか。</p> <p>(事務局) 番号法の施行日は内容によってわかれており、政令によって段階的に施行される。</p> <p>(委員) 個人番号と紐付けされた個人情報を「特定個人情報」と呼ぶということである。</p> <p>(委員) 現在、市が保有している税や国民年金などの情報に個人番号を付番するということになるのか。</p> <p>(事務局) そうである。税や国民年金などはシステムで管理しており、個人番号のボックスを作る改修を行い、個人番号を割り付けていく。</p> <p>(委員) 税や社会保障に関する情報は人ごとに繋がっているため、そこに個人番号を付番すれば、それらは自動的に特定個人情報になるという理解でよいか。そうである</p>	

るなら、個人番号が付番された段階で、市は一挙にたくさんの特定個人情報を持つということか。

(委員) 個々の情報は各部署が保管を行うと思うが、今まで直接は関連しない分野の情報が個人番号によって結び付くことで、特定個人情報はものすごい広がりを持つことになる。

(実施機関) システムによっては住民基本台帳システムを直接見に行くものもある。まず、個人番号は住民票コードを基に生成され、住民基本台帳の中で個人番号を持つという作業が発生する。平成27年10月に個人番号として付番され、各個人に通知される。その個人番号を税や国民健康保険などの業務で使うということになれば、それぞれのシステムで使えるような形で格納する。住民基本台帳システムと直接結ばれていないシステムであれば、あらためて単体システムに個人番号を格納することとなり、すぐに繋がるわけではないが、順次整備をしていくこととなる。

(委員) 現在、市の中の情報は、住民票コードで管理されているのか。

(実施機関) 住民票コードはあくまでも住民基本台帳ネットワーク上の番号であり、それ以外の使用は基本的にはできない。市では、個人番号とは別に個人ごとに付番された宛名コードという番号をキーとして、それぞれのシステムで情報を連携できるような仕組みを構築している。

(委員) 市役所の中では、ほぼすべてのシステムが既に住民基本台帳システムとリンクしているのか。

(実施機関) 一部は直接繋がっているわけではなく、例えば一日の業務が終わった後に、その情報を持っていくような形のものもある。

(委員) 個人番号は住民票コードから生成するということだが、住民票コードは何桁であったか。

(実施機関) 11桁である。

(委員) 個人番号はそれに何か番号を付して作成されるのか。

(実施機関) 全く違う番号になると聞いている。

(委員) ものすごい事務量になると思うが、全市民分の個人番号を新たにシステムに入力しなければいけないのか。

(実施機関) 個人番号の生成は地方公共団体情報システム機構が行う。本市では、機構からその結果を受け取って設定を行うため、事務量はそれほど多くはないと思う。

(委員) そうすると、まず住民基本台帳に個人番号が付番され、住民基本台帳に記載されている個人情報が特定個人情報となる。そして、住民基本台帳と直接繋がっているシステムの個人情報も特定個人情報となる。住民基本台帳と繋がっていないものについては、それぞれのシステムに個人番号を付番して使うと。市が保有している税、社会保障、災害対策に関する個人情報は概ね特定個人情報となる。

- (委員) 以前審議した空き家対策に関係する個人情報かどうか。広い意味では災害対策とはいえないか。
- (事務局) そこまでは含まれていない。
- (委員) 情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報をやり取りした記録ということであるが、これはどこに記録されているのか。
- (実施機関) 国が整備する情報提供ネットワークシステムの中で記録される。
- (委員) 全国どこでも利用された記録が残るということである。
- (委員) 目的外利用の禁止や提供の禁止とあるが、そもそも宇治市において情報提供等記録の写しを保有していなければ、そのような話にならないのではないか。
- (事務局) 情報提供等記録は情報提供ネットワークシステムに記録されるが、市の端末にも記録されている。市が保有しているものについて、目的外利用を禁止することである。
- (委員) 番号法第23条第1項には、「情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。」とある。この定義からすると、宇治市でも情報提供ネットワークシステムに接続する電子計算機に記録し保存しなければならないと読める。
- (事務局) 市の端末にも、情報提供ネットワークシステムにも情報提供等記録が保存される。
- (委員) 住民票や税など、大体の情報は宇治市の中で完結して利用しているのではないのか。
- (事務局) 他団体とのやり取りの記録が情報提供等記録であり、それが保存される。
- (委員) 情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村などと特定個人情報を提供や照会した場合には、その記録を保存するということか。
- (事務局) そうである。情報照会者、情報提供者の両者が保存したものが情報提供ネットワークシステムに記録、集積されるという仕組みである。
- (委員) 情報提供等記録の利用停止請求を認めない理由をもう一度説明してほしい。
- (事務局) 情報提供等記録は情報提供ネットワークシステムに自動的に保存され、目的外に利用されることが想定されていないため、利用停止請求を認めないとしている。
- (委員) 情報提供等記録は自分に関連する個人情報が利用された記録であり、個人情報のひとつであるが、それが不正アクセス等で勝手に使用されたときに、利用停止するよう言えないのか。
- (事務局) 不正アクセスとは、行政や自治体間でのやり取りではなくということか。
- (委員) 様々なケースがあると思うが、法律が認めていない形でのアクセスである。
- (委員) 番号法第30条による読替えでは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の利用停止請求に関する「第四章第三節の規定は適用しないものとし」と

あり、宇治市個人情報保護条例についても、それと同じように改正しようとする提案である。

(事務局) 番号法の逐条解説では、「情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときに想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求も引き続き認めており、また情報提供等の記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができ、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用停止請求を認めなくても妥当性を欠くものではないと考えられることから、利用停止請求に係る行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法第36条から第41条までの規定は適用しないこととするものである。」と記載されている。

(委員) 利用停止請求があると、情報提供ネットワークシステムそのものを停止しなくてはならなくなり、停止しなければならないようなことは起こらないよう措置をとっているため、利用停止請求は認めないということである。

(委員) 情報提供等記録の利用に関する条項はどこか。

(事務局) 情報提供等記録も特定個人情報の一種であり、特定個人情報の利用に関する条項に含まれる。

(委員) 改正の骨子等では、任意代理人からの開示請求を認め、厳格に確認することとするところがあるが、具体的にどのような確認方法を想定しているのか。

(事務局) 3つの資料に基づいて確認を行う。まずは委任状を確認し、さらに運転免許証や個人番号カードで任意代理人の本人確認を行う。加えて、請求する本人の確認を個人番号カードなどの身分証明書で行う。

(委員) 個人番号カードなどの請求する本人の身分証明書については写しでよいのか。

(事務局) そうである。

(委員) 任意代理を認めることは、メリット・デメリットの両方がある。

(事務局) 特定個人情報は高い保護措置が求められ、利用や提供がかなり制限されている。一方、開示請求では、法定代理人に限らず任意代理人にも範囲を広げるということで、議論のあるところだと思う。しかし、個人番号を用いるのは税・社会保障・災害対策の分野に限定されており、多くの場合、税であれば税理士、社会保障であれば社会保険労務士などに手続を委任することが想定される。そのため、開示請求の権限も含めて委任した方がより利便性が高いだろうという判断で国はされており、本市の条例もそのように改正を行う。

- (事務局) 条例の整備においては2つの方法があり、読替え規定をそのまま条例の中に入れて規定する方法と、読替え規定の内容を現在の条例に溶けこませて枝番号で整備する方法があるが、本市では後者の方法で行う。
- (委員) パブリックコメントが4月末までということだが、その後のスケジュールはどのようなものか。
- (事務局) いただいた意見を取りまとめ、ホームページなどで公表する。条例案を固め、議会の委員会で報告した後、6月議会に提案する予定である。
- (委員) 市民から意見をもらうのは、このパブリックコメントだけか。
- (事務局) このパブリックコメントは、あくまで個人情報保護条例の改正についてのものである。番号法の周知については、国でも地方でも行っていく必要がある。
- (委員) 一般市民にはわかりにくく、丁寧に説明してほしいと思う。
- (委員) 住基カードのときは積極的にPRされており、番号法においても同じように一般市民への周知が必要になってくると思うので、お願いしたい。
- (委員) 申請式ではなく、全員に通知カードが行くので、問合せがたくさん来ることは想定できる。
- (会長) 他に質問がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

5 報告事項 特定個人情報保護評価の実施について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

- (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。
- (委員) しきい値で判断すると、基礎項目評価でよいというのがほとんどで、重点項目評価が2項目、全項目評価はないということで、第三者機関による点検は当面予定していないということである。国の委員会に報告をした後、本審議会にもその内容を報告してもらうことになるのか。
- (事務局) 委員会のホームページで公表されるが、審議会においても逐一報告させていただきたい。
- (委員) 突然第三者評価をやりなさいと言われてもイメージが掴めないため、一度説明していただき、質疑等を行った上でイメージを固めておく必要はあると思う。
- (委員) 宇治市の職員は何人ぐらいいるのか。
- (事務局) 約1,400人である。
- (委員) 特定個人情報ファイルを取り扱う職員は500人以下ということか。
- (事務局) それぞれのファイルではそうである。
- (委員) 全項目評価は当面行わないが、基礎項目評価と重点項目評価はあるので、特に重点項目評価の結果を審議会に報告いただくということではよいのではないか。
- (事務局) 第三者点検が義務付けられているのは全項目評価だけであるが、国のガイドラインでは全項目評価に限らず重点項目評価であっても、任意で第三者点検するこ

とが望ましいとされている。審議会で第三者点検という形で行うのか、報告という形で行うのか、また調整させていただきたい。

(会 長) 他に質問がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

6 その他連絡事項等について

平成27年度第1回審議会の開催予定(6月頃)及び報告事項(個人情報保護制度運用状況等)について、確認を行った。

7 閉会

(会長署名)